

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百三十二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正し、令和五年十二月二十日から適用する。

令和五年十二月十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

改正後				改正前					
別表 第1部 (略)	品名	注射液	規格単位	薬価 円	別表 第1部 (略)	品名	注射液	規格単位	薬価 円
(あ)～(さ) (し)					(あ)～(さ) (し)				
(略)					(略)				
	シムレクト静注用20mg		20mg 1瓶	238,931		シムレクト静注用20mg		20mg 1瓶 (溶解液付)	238,993
	シムレクト小児用静注用10mg (略)		10mg 1瓶	177,030		シムレクト小児用静注用10mg (略)		10mg 1瓶 (溶解液付)	177,092
(す)～(わ)					(す)～(わ)				
(略)					(略)				
第3部～第11部 (略)					第3部～第11部 (略)				
		第12部	注射液	(8)					(新設)
	品名		規格単位	薬価 円					
(あ)	ゾエトローザ点滴静注用1g		1g 1瓶	20,203					
(わ)	レケンビ点滴静注200mg		200mg 2ml 1瓶	45,777					
	レケンビ点滴静注500mg		500mg 5ml 1瓶	114,443					